

答 申 第 78 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 6 年 3 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 5 年 6 月 26 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「建設残土に関わる荷揚実績、土砂等発生元証明書、分析結果報告書（令和 4 年 8 月～令和 5 年 5 月）」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 7 月 10 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示部分について

本件審査請求の対象となっている文書（以下「本件対象公文書」という。）は、三重県港湾施設管理条例に基づき、県有港湾施設を土砂仮置き場として使用することについて実施機関から許可を受けている法人（以下「本件法人」という。）が実施機関へ提出した荷揚実績、分析証明書である。

そして、実施機関が非開示とした部分は、取引先事業者の名称、船名、分析機関の計量管理者（環境計量士）の氏名及び印影である。

4 本決定の一部取消しについて

実施機関は、審査請求を受けて再検討を行った結果、本件対象公文書のうち分析機関の計量管理者（環境計量士）の氏名及び印影については、令和 5 年 9 月 4 日に条例第 7 条第 2 号（個人に関する情報）本文に該当しないため、開示とすることが妥当であると判断を変更し、本決定の一部取消しを行っている。

5 審査請求の理由

審査請求書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

決定通知書「上記部分を開示しない理由」欄において、業者を庇っている。このことで悪いことが発生したら誰がどのような責任を取るのか。

土砂等発生元証明書については、提出されていないことは認めるが、「本件法人が提出していないから」とだけ説明する実施機関はおかしい。

本件対象公文書における非開示部分の開示は求めないが、以前実施機関に開示請求し開示された土砂等発生元証明書、土砂等搬入届について、固有名詞が非開示とされており、何も分からないため、当該部分の開示を求める。

6 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

開示した文書は全て県有港湾施設を土砂置き場として使用する本件法人より実施機関に提出されたものである。

開示請求された公文書の対象期間である令和4年8月～令和5年5月分においては、土砂等発生元証明書が発生しない種別の土砂が荷揚げされていたことから、事業者より土砂等発生元証明書が提出されなかったため、公文書として存在していない。

取引先事業者の名称、船名については、本件法人へ意見照会を行ったところ、「以前に当該情報が公開されたことにより、取引相手への問合せや誹謗中傷等があり、取引相手との信頼関係に影響が及び、営業上甚大な被害を被ったことを理由に公開を拒否する。」旨の回答があった。よって、当該情報は条例第7条第3号（法人情報）に該当すると判断し、非開示とした。

7 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本事案に対する当審査会の判断について

審査請求人は、上記5のとおり、口頭の意見陳述の際に本件非開示部分の開示は求めず、不存在の部分についてのみ争う旨を主張した。

したがって、本件非開示部分については、争いはないと判断し、当審査会は、不存在の部分について、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(3) 不存在の部分について

実施機関の説明によると、本請求において特定された期間については、本件法人から土砂等発生元証明書の提出がなく、実施機関は保有していないとのことである。

実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当審査会としては、実施機関が当該文書を取得しておらず、存在しないものと判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は本請求の以前に入手した過去の期間における土砂等発生元証明書等について、非開示とされた部分を開示すべき等主張するが、当審査会は条例に基づき、審査請求の対象公文書における開示・非開示等の妥当性について審査するものであり、本件対象公文書に含まれない文書の開示・非開示について審査するものではない。

また、審査請求人はその他種々主張するが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R5. 10. 24	・ 諮問書及び弁明書の受理
R5. 12. 1	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R6. 1. 24	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和5年度第8回第2部会)
R6. 2. 27	・ 審議 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 (令和5年度第9回第2部会)
R6. 3. 27	・ 審議 ・ 答申 (令和5年度第10回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部講師
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。